

■ このごみは産廃？ 又は一廃？ ■

Q1: 従業員が事務所で昼食を取り、不要となったプラスチック製の弁当・飲料容器があるが、一般廃棄物として処理して良いか？

A1: **だめです**。従業員の事務所内での活動であり、事業活動と密接不可避な関係にあることから、「廃プラスチック類」に相当し、産業廃棄物と言う扱いになります。**産業廃棄物として適正に処理してください。**

以上の適用は、事務所・店舗・作業場等で使用された事務用具や乾電池・蛍光管・消火器等も同様です。

注意) 本件は、各自治体の判断により違ってくる場合がありますが、中津市の場合は、上記の内容で処理して頂くことになります。

Q2: スーパー・コンビニ等の店頭で設置されているごみ回収ボックスに投入されたごみは、その購入者が排出した一般廃棄物になりますか？

A2: 本来は購入者による(市民としての)消費活動に伴って生じたもので一般廃棄物となりますが、回収ボックスの設置は、商品販売活動(事業活動)の一環として行う付随的活動と認められることから産業廃棄物の適用となります。

そのため、「可燃ごみ」相当は、事業系一般廃棄物として取り扱いますが、「ペットボトル」や「びん・缶」等は、廃プラやガラスくず・金属くず等に属して、産業廃棄物となります。

注意) 本件は、各自治体の判断により違ってくる場合がありますが、中津市の場合は、上記の内容で処理して頂くことになります。

Q3: アパート・マンションの管理会社が、駐輪場を整理して不要となった自転車は、一般廃棄物になりますか？

A3: 駐輪場の整理は、駐輪場の維持管理活動であり事業活動の一環として考えられるため、**自転車(金属くずに相当)は、産業廃棄物の適用**となります。

駐輪場以外に、**空き部屋となった部屋の整理**や**ごみ集積所の整理**などから排出される廃プラやガラス・金属くず等は、産業廃棄物となります。

Q4: お店で使用していたテーブルと椅子があるのですが、これを分別して木製だけにすれば、事業系一般廃棄物になりますか？

A4: 廃プラ・金属部分を取り除いて、**木製部分のみにすれば事業系一般廃棄物**となります。